

## 社会福祉法人博愛会 介護職員処遇改善の取り組みについて

### ◎処遇改善手当

当法人の事業所のうち、下記の3事業所の介護職員について、その処遇を改善する目的で処遇改善手当を支給項目に設けている。

・特別養護老人ホーム博愛の園	夜勤従事対象者 22名	月額	34,000円
・博愛の園デイサービスセンター	5名	月額	15,000円
・小規模多機能型居宅介護けやき	夜勤従事対象者 7名	月額	21,000円

### ◎特定処遇改善手当

また令和元年10月より介護保険 特定処遇改善加算の制度が始まり、これに応じて以下に示すように特定処遇改善手当を支給している。(令和2年7月現在)

・特別養護老人ホーム博愛の園			
	経験技能のある介護福祉士資格を有する介護職員 4名	月額	43,250円
	その他の職員(勤続10年未満・介護福祉士資格以外) 15名	月額	21,625円
・博愛の園デイサービスセンター			
	経験技能のある介護福祉士資格を有する介護職員 1名	月額	13,250円
	その他の職員(勤続10年未満・介護福祉士資格以外) 4名	月額	6,625円
・小規模多機能型居宅介護けやき			
	経験技能のある介護福祉士資格を有する介護職員 2名	月額	10,750円
	その他の職員(勤続10年未満・介護福祉士資格以外) 4名	月額	5,375円

※特定処遇改善手当は、制度の趣旨から賃金年額440万円を上回る職員は対象から外れる。  
※経験技能のある介護職員に月額8万円以上の賃金改善を旨とするが、財源の実加算額と、人数配分を考慮して上記のように試行している。

賃金改善の他、以下のように職員の処遇改善を図っている

- ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
- ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。
- ④ 月2回のカンファレンスに全員参加してケアプラン検討および各種研修等研鑽を積み資質向上を図る。
- ⑤ 研修計画に沿って研修を実施し、外部研修の報告などで全職員への周知を図る。
- ⑥ 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。
- ⑦ 経験・資格・「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを設けている。
- ⑧ 職場環境等要件について  
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備  
最新の汚物処理専用洗濯機を導入し省力化清潔化を図っている。
- ⑨ 職員の希望があれば、非正規職員から正規職員への転換を行う。